

令和2年6月25日		
所 属	保育管理課	こども入所支援担当
所属長	谷 章	西田 啓行
電 話	06-6489-6254	06-6489-6369

新型コロナウイルス感染症対策に係る7月1日以降の保育施設（事業所）の対応について

現在、尼崎市では、保育施設（事業所）について、園児や職員が罹患している場合等を除き、感染予防対策を厳重に徹底した上で開所することとし、保護者へは、可能な限り在宅での保育をお願いしているところですが、7月1日以降の保育施設（事業所）の対応について、次のとおり変更します。

1 保育施設（事業所）の開所について

園児や職員が罹患している場合等を除き、引き続き、園児一人一人の健康管理や、「3つの密」を避けるなど、感染予防対策を厳重に徹底した上で開所することとします。

なお、保護者の判断で登園を自粛することについては差し支えありません。

2 実施時期について

7月1日（水）から

3 保育料等について

在宅での保育に協力いただいた場合の日割り計算等による軽減措置については6月30日までとし、7月1日からは日割り計算等による軽減措置は行いません。

4 育児休業からの復職期間について

育児休業中で復職を前提として、4月から6月に入所した園児の保護者に対しては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から8月3日までの復職でも可能としていますが、7月以降に入所する保護者につきましては、翌月10日までに復職していただくこととします。

5 求職活動を事由として保育施設（事業所）等に入所する保護者について

4月から6月に入所された園児の保護者で、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から求職活動ができなかった場合は、その旨を申し立てることにより90日間の延長を認めていますが、7月以降に入所される保護者につきましては、入所後90日以内に就労いただくこととなります。

以 上